

評議員規則

(令和5年10月制定)

第1章 総則

(趣旨)

第1条

この規則は、一般社団法人日本小児リウマチ学会定款(以下「定款」という。)第12条の規定により、評議員選出に必要な事項を定める。評議員の規定は、定款に定めるほか、この規則による。

(定数)

第2条

評議員の定数は、50名以上とする。

第2章 評議員の資格及び認定申請等

(資格要件)

第3条

正会員の中で以下の要件をすべて満たすものは評議員の資格を有する。

- ① 正会員として通算2年以上の会員歴を有すること
- ② 日本小児科学会専門医あるいは日本リウマチ学会リウマチ専門医の資格を有すること
- ③ 年齢が満70歳未満であること
- ④ 評議員就任前直近5年間で本学術集会における1回以上の筆頭または共同演者としての発表経験をもつ、あるいは、リウマチ学に関する論文を筆頭または共著者として1編以上有すること
- ⑤ 評議員として学会活動に参加する意思を持つ正会員で、評議員1名の推薦を受け、理事会で承認されること

(推薦要項)

第4条

評議員の評議員候補者の推薦は当該年度1回限りで1名のみの推薦とする。

2 推薦する評議員は別に定める推薦状へ記載する。

(評議員の認定申請手続き等)

第5条

評議員候補者の認定申請手続きは、次の資料を添えて当該年度の所定の期日までに評議員候補者が本学会事務局に提出する。

- ① 評議員1名の推薦状
- ② 別に定める履歴書
- ③ リウマチ学に関する主要業績目録（第3条第4号要件を満たす）
- ④ 別に定める申請書

（評議員の選考）

第6条

評議員の選考は、選挙管理委員会での認定結果をふまえ、理事会が選任して社員総会が承認する。

第3章 評議員の資格維持等

（資格維持）

第7条

評議員の資格維持は、次による。

- ① 本法人の正会員であること
- ② 日本小児科学会専門医または日本リウマチ学会リウマチ専門医の資格を維持すること
- ③ 定時社員総会に出席すること

（資格喪失）

第8条

評議員が以下のいずれかに該当する場合は、社員総会の決議によりその資格を失う。

- ① 前第7条第1号および第2号の要件を満たさない場合
- ② 本法人の定款、規程等に違反した場合
- ③ 定時社員総会を委任状の提出無く、3年連続欠席した場合
- ④ 本法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をした場合

（再申請）

第9条

評議員の資格を喪失した者が、再度評議員の申請を行うときは、前第5条の資料を添付して再申請するものとする。

(任期)

第 10 条

評議員の任期は定めない。年齢満 70 歳に達した者は評議員の資格を失う。

(任意退社)

第 11 条

評議員（社員）は、いつでも退社することができる。

附 則

- (1) 本規則は、令和 6 年度定時総会で承認された日から施行し、次年の評議員の申請から実施する。
- (2) 本規則の改廃は、理事会の決議および総会の承認を必要とす。
- (3) 本規則施行後から次年の実施までの間は、以下に従い評議員を選定する。本規則が承認された時点における本法人理事のうち、評議員への移行を希望するものは、第 5 条第 4 項に定める申請書を提出することにより、臨時理事会において評議員に選任される。また、上記第 2 章第 3 条の第 5 号を除く資格要件を有し、第 5 条の認定申請手続きを行うものは、同様に選任される。その際、第 4 条に示す評議員の推薦は不要とし、第 5 条第 1 項は理事長による推薦状をもって代える。